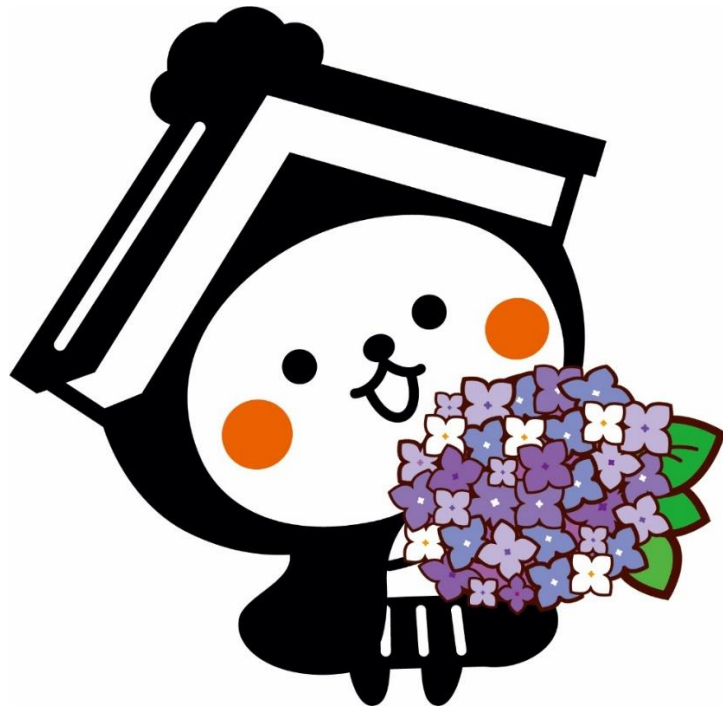


議員定数及び議員報酬 検討結果報告書



令和 7 年 10 月

栃木市議会 議員定数及び議員報酬検討委員会

目 次

1. 議員定数及び議員報酬検討委員会の設置について……………	1
2. 委員会構成について……………	1
3. 委員会等の開催経過について……………	2
4. 議員定数の現状について……………	3
(1)本市議会の議員定数の変遷	
(2)人口段階別にみた市議会議員定数の状況	
5. 議員報酬の現状について……………	4
(1)本市議会の議員報酬の変遷	
(2)人口段階別にみた市議会議員報酬の平均報酬月額	
(3)全国の市議会議員報酬の平均額	
6. 栃木市議会議員選挙の結果について……………	5
7. 栃木市の現状と将来展望について……………	6
(1)本市の人口の推移と推計	
(2)年齢 3 区分別人口の推移	
(3)本市の財政状況と今後の見通し	
(4)公共施設の再編	
8. 他市の議員定数及び議員報酬について……………	10
(1)県内の議員定数及び議員報酬	
(2)隣接県の同規模市の議員定数及び議員報酬	
(3)人口と産業構造に応じた類似団体の議員定数及び議員報酬	
(4)人口規模による議員定数及び議員報酬(人口 139,000 人～165,000 人の団体)	
(5)人口規模 C(人口 10 万人～20 万人)、面積規模による類似団体の議員定数及び 議員報酬	
9. 議員報酬及び議員定数の検討に向けた課題について……………	16

10. 市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケート調査の実施について.....	17
(1)アンケート調査の実施	
(2)アンケート調査の結果	
11. 議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査の実施について.....	19
(1)アンケート調査の実施	
(2)アンケート調査の結果	
12. アンケート調査結果による今後の進め方について.....	27
13. 議員研修会の開催について.....	29
14. 委員会での検討内容について.....	30
15. 議員報酬増額の考え方や理由について.....	36
16. 委員会としての結論について.....	37

※報告書の中で提示した資料については、委員会検討時の数値となっている。



栃木市マスコットキャラクター とち介

1. 議員定数及び議員報酬検討委員会の設置について

本市議会の議員定数については、令和2年3月において、議員定数を30名から28名に改め、令和4年4月に任期満了に伴う選挙を実施したところであるが、令和2年度に設置された議員定数検討委員会より、次期改選後も議員定数や議員報酬について引き続き審議をしていくものと報告されている。

加えて、昨今の議員のなり手不足問題の背景には、議員報酬の低さが要因となっていることが考えられ、特に若者・子育て世代に議員の魅力を理解してもらうためにも、議員の報酬額について検討する必要がある。

そこで、議員定数及び議員報酬について検討するための議長の諮問機関として「議員定数及び議員報酬検討委員会」を令和6年6月13日に設置したところである。

なお、議員定数の検討に当たっては、本市議会基本条例第16条に「委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。」と規定されている。

また、議員報酬の検討に当たっては、同条例第17条に「委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。」と規定されており、その趣旨を尊重しながら、検討を進めることとした。

2. 委員会構成について

議員定数及び議員報酬 検討委員会 (定数7名)	役 職	氏 名
	委 員 長	中 島 克 訓
	副委員長	市 村 隆
	委 員	福 田 裕 司
	委 員	古 沢 ちい子 (～令和7年6月8日)
	委 員	雨 宮 茂 樹 (令和7年6月9日～)
	委 員	松 本 喜 一
	委 員	内海 まさかず
	委 員	白 石 幹 男



3. 委員会等の開催経過について

回次	開催日	会議内容
1	R6. 7. 19	1. 委員長の互選について 2. 副委員長の互選について 3. 今後の進め方等について
2	R6. 8. 26	1. 議員定数及び議員報酬に関するアンケート結果及び今後の進め方について 2. 市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケートについて
3	R6. 9. 5	1. 検討内容について 2. 今後の進め方について
4	R6. 10. 28	1. 本市の現状と他市議会の議員報酬について
—	R6. 12. 23	【議員研修会】 テーマ：「適正な議員報酬の算定手法を考える」 講 師：廣瀬和彦 氏
5	R7. 1. 20	1. 専門家の意見を参考とした今後の進め方について 2. 議員報酬の算定方式について
6	R7. 4. 22	1. 算定方式を参考とした議員報酬について
7	R7. 7. 22	1. 検討結果報告書(案)の検討について
8	R7. 9. 17	1. 報酬増額の考え方や理由について 2. 検討結果報告書(案)の結論について
—	R7. 10. 8	報告書の提出 (委員会→議長)
—	R7. 10. 20	議員全員協議会開催 (検討結果報告書の説明)



4. 議員定数の現状について

(1) 本市議会の議員定数の変遷

本市議会の議員定数については、平成22年3月の1市3町（栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町）の合併により31名でスタートし、平成23年10月の西方町との合併に伴い3名増員の34名に、平成26年4月の岩舟町との合併においては、定数は34名を維持しながらも岩舟地域を除く市域を30名、岩舟地域を4名とする選挙区を設けて実質的には4名の議員定数の削減を行い、平成30年4月には、選挙区を廃止し、市全域を1つの区域として30名の定数となった。

また、令和2年3月において、議員定数を30名から28名に改め、令和4年4月に任期満了に伴う選挙を実施したところである。

本市議会における議員定数の変遷については、以下のとおりである。

合併前	1市3町合併時 (H22.3)	西方町合併時 (H23.10)	岩舟町合併時 (H26.4)	新生栃木市 (H30.4)	新生栃木市 (R4.4)
議員定数	31名	34名	34名	30名	28名
旧栃木市 20名 大平町 18名 藤岡町 14名 都賀町 14名 計 66名	栃木地域 15名 大平地域 7名 藤岡地域 5名 都賀地域 4名	栃木地域 15名 大平地域 7名 藤岡地域 5名 都賀地域 4名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 30名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 岩舟地域 30名	栃木地域 大平地域 藤岡地域 都賀地域 西方地域 岩舟地域 28名
西方町 10名	→	西方地域 3名			
岩舟町 14名		→	岩舟地域 4名		
増減数	▲ 35名 (66名－31名)	▲ 7名 (41名－34名)	▲ 14名 (48名－34名)	▲ 4名 (34名－30名)	▲ 2名 (30名－28名)

(2) 人口段階別にみた市議会議員定数の状況（全国市議会議長会の調査結果より）

人口段階	市区数	1市あたり平均
10～20万人未満	148	25.3名

（令和5年12月31日現在）

5. 議員報酬の現状について

(1) 本市議会の議員報酬の変遷

本市議会の議員報酬については、平成22年3月の合併時に、旧栃木市議会の報酬や近隣市の報酬等を考慮し、下記の表にある議員報酬額に決定した。

また、平成26年の岩舟町との合併時には、議員定数のほか、議員報酬も検討すべきとの意見もあったが、当面現状維持とする結論に至った経緯がある。

合併前	合併後
栃木市議会 ・ 議長 535,000円 ・ 副議長 445,000円 ・ 議員 420,000円	新生 栃木市 ・ 議長 535,000円 ・ 副議長 465,000円 ・ 議員 420,000円
大平町議会 ・ 議長 362,000円 ・ 副議長 299,000円 ・ 議員 274,000円	
藤岡町議会 ・ 議長 360,000円 ・ 副議長 288,000円 ・ 議員 261,000円	
都賀町議会 ・ 議長 311,000円 ・ 副議長 251,000円 ・ 議員 231,000円	
西方町議会 ・ 議長 275,000円 ・ 副議長 205,000円 ・ 議員 190,000円	
岩舟町議会 ・ 議長 333,000円 ・ 副議長 263,000円 ・ 議員 243,000円	

(2) 人口段階別にみた市議会議員報酬の平均報酬月額（全国市議会議長会の調査結果より）

人口段階	市区数	議 長	副議長	議 員
10～20 万人未満	148 市区(815)	559,000 円	500,000 円	465,000 円

（令和 5 年 12 月 31 日現在）

(3) 全国の市議会議員報酬の平均報酬月額（全国市議会議長会の調査結果より）

全国の市議会議員の平均報酬月額は下記の表のとおりである。

「議長」、「副議長」、「議員」の平均報酬月額を前年と比較すると、以下のとおりである。

「議長」は、前年と比べて 0.2 万円の増額。「副議長」は、前年と比べて 0.1 万円の増額。「議員」は、前年と比べて 0.1 万円の増額。

調査時点	市区数	議 長	副議長	議 員
令和 6 年 12 月 31 日時点	815	522,000 円	461,000 円	426,000 円
令和 5 年 12 月 31 日時点	815	520,000 円	460,000 円	425,000 円

※各平均月額の数値は、百円単位を四捨五入している。

6. 栃木市議会議員選挙の結果について

本市の合併による市議会議員定数の変遷や市議会議員選挙の結果は、下記の表のとおりとなっている。

合併後、議員定数の見直しが行われ、議員定数が削減されているものの、市議会議員選挙においては、無投票や定員割れとなった経緯はない。

期 日	選挙区	定数	立候補者数	投票率
平成 22 年 4 月 25 日	栃 木	15	19	68.45%
	大 平	7	12	75.65%
	藤 岡	5	10	70.55%
	都 賀	4	7	75.78%
	合 計	31	48	70.89%
平成 23 年 10 月 30 日	西 方 ※	3	5	70.96%
平成 26 年 4 月 20 日	栃 木	30	36	65.00%
	岩 舟	4	6	60.32%
	合 計	34	42	64.48%
平成 30 年 4 月 22 日	栃 木	30	34	58.53%
令和 4 年 4 月 17 日	栃 木	28	30	52.13%

※増員選挙

7. 栃木市の現状と将来展望について

本市議会基本条例では、第16条の議員定数において、「委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。」。また、第17条の議員報酬において、「委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。」と規定されている。その規定に基づき、本市の現状や課題、将来展望について、以下のとおり調査研究を行った。

(1) 本市の人口の推移と推計（「第2次栃木市総合計画」より）

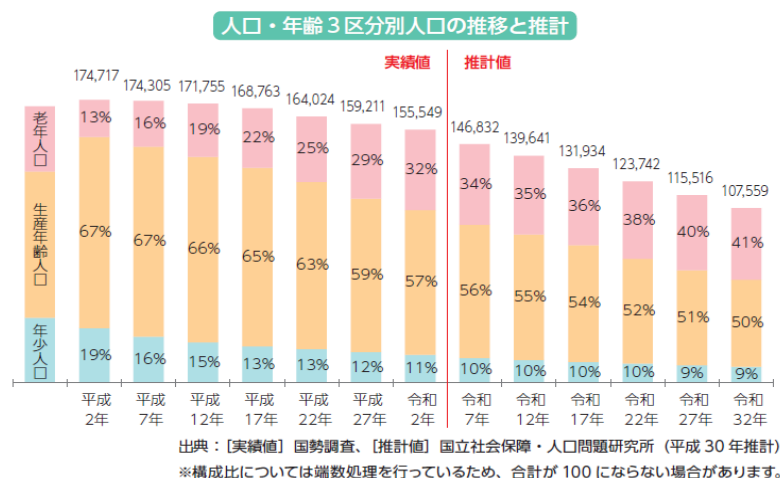
本市の人口は、平成2(1990)年の174,717人、71,717人をピークに減少に転じ、令和2(2020)年には155,549人となっている。（参考：栃木県毎月人口推計による令和7年9月1日現在の本市の人口は、148,804人となっている。）

国立社会保障・人口問題研究所が平成30(2018)年に公表した推計によると、本市の総人口は今後も減少傾向が続き、令和32(2050)年には107,559人まで減少すると予測されている。

(2) 年齢3区分別人口の推移（「第2次栃木市総合計画」より）

本市の年齢3区分別人口をみると生産年齢人口(15～64歳)は平成2(1990)年をピークに減少に転じている。一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、人口に占める割合が、平成7(1995)年には16%となり高齢社会に、平成17(2005)年には22%となり超高齢社会に突入した。

今後の予測では、老年人口は横ばいになるものの、生産年齢人口と年少人口(0～14歳)の減少が進むと予測されることから、令和32(2050)年には高齢化率が41%となり、1.3人で1人の高齢者を支える社会になるとされている。



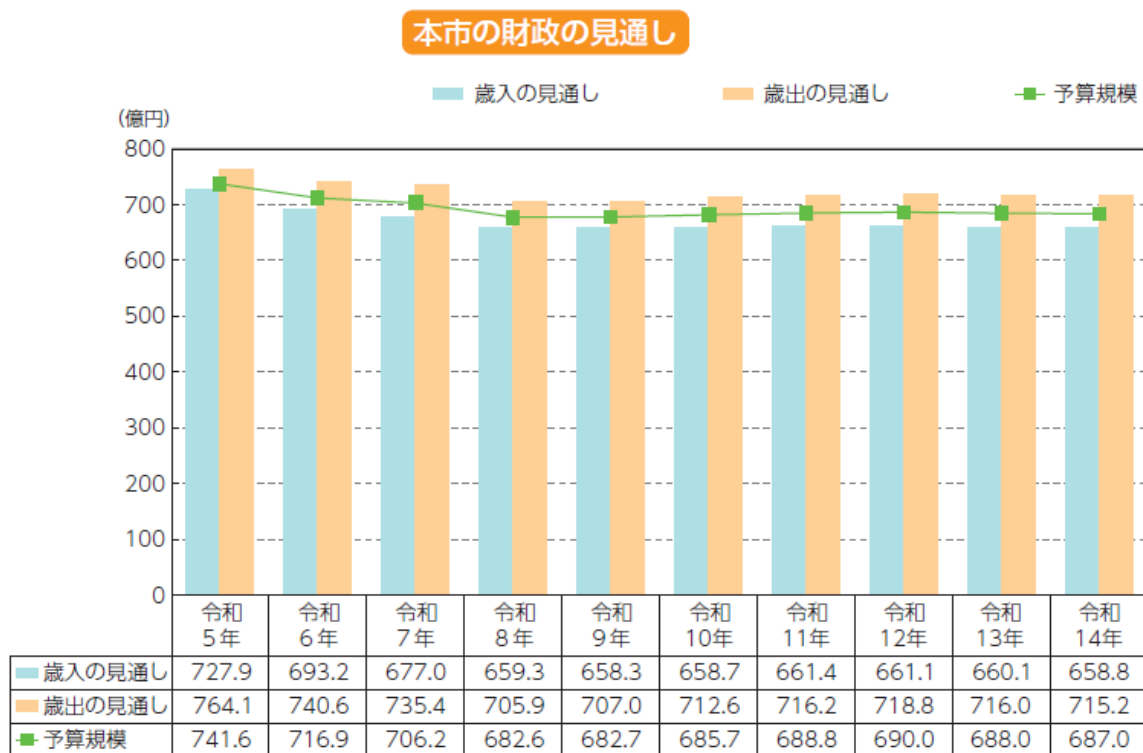
※1 高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の14%を超えた社会のこと。

※2 超高齢社会 65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会のこと。

(3)本市の財政状況と今後の見通し(「第2次栃木市総合計画」より)

現行の行財政制度に基づいて今後10年間の歳入・歳出を推計すると、毎年度、歳出が歳入を50億円前後上回る厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

こうした厳しい財政状況の中、第3次行政改革大綱・財政自立計画を着実に実施することで、将来にわたり持続可能な財政運営を図っていく。



※歳入・歳出の項目ごとに今後の事業等を勘案し、令和14(2032)年度までの一般会計財政見通しを推計したもの。

歳入においては、少子高齢化が進行し、総人口が減少する中、市税収入などの自主財源の減少が懸念されている。また、普通交付税においては、合併特例措置の縮減による影響が令和7(2025)年度まで続くことから、一般財源総額の減少が見込まれる。

一方、歳出においては、多種多様な市民ニーズに的確に対応するため、拡大傾向にある。また、公共施設の老朽化が進んでおり、維持管理費の増加に加え、施設更新に伴う普通建設事業の増大も見込まれる。

このようなことから、令和5(2023)年度においては、歳入が約36.2億円不足すると見込まれており、このまま推移すると歳入と歳出の乖離は高止まりの傾向であり、令和6(2024)年度以降は、毎年度、約50億円前後の歳入が不足するものと見込まれる。

財政調整基金の残高は、令和元年度災害前の水準に戻りつつあるものの、市債残高は増加するなど、本市を取り巻く財政状況は厳しさを増すことが予想されることから、歳入・歳出の両面において、更なる行財政改革を推進する必要がある。

■財政の見通し

今後5年間の財政見通し（歳入）

（「第2次栃木市総合計画」より）

（資料：財政課推計）



歳入：主な項目の考え方

- ・市 税…税制改正、人口推計に基づく納税者の減少を見込み試算。
- ・地方交付税…今後の市税減少分を加算し、合併優遇措置分の段階的縮減を見込み試算。
- ・国庫支出金…普通建設事業及び扶助費の増減に連動して試算。
- ・市 債…普通建設事業の増減に連動して試算。
- ・そ の 他…国・県からの譲与税や交付金、前年度繰越金を見込む。

今後5年間の財政見通し（歳出）

（「第2次栃木市総合計画」より）

（資料：財政課推計）



歳出：主な項目の考え方

- ・人 件 費…適正な定員管理に基づく退職者数と採用者数を見込む。
- ・扶 助 費…生活保護費等社会保障経費の伸びを参考に試算。
- ・普通建設事業費…地方都市リノベーション事業^{※1}や合併特別事業など大型事業は、施行年度に相当額を見込む。
- ・公 債 費…既発債の償還計画に基づく元利償還金に計画上的新発債分を加算。
- ・繰 出 金…特別会計等への繰出金を見込む。

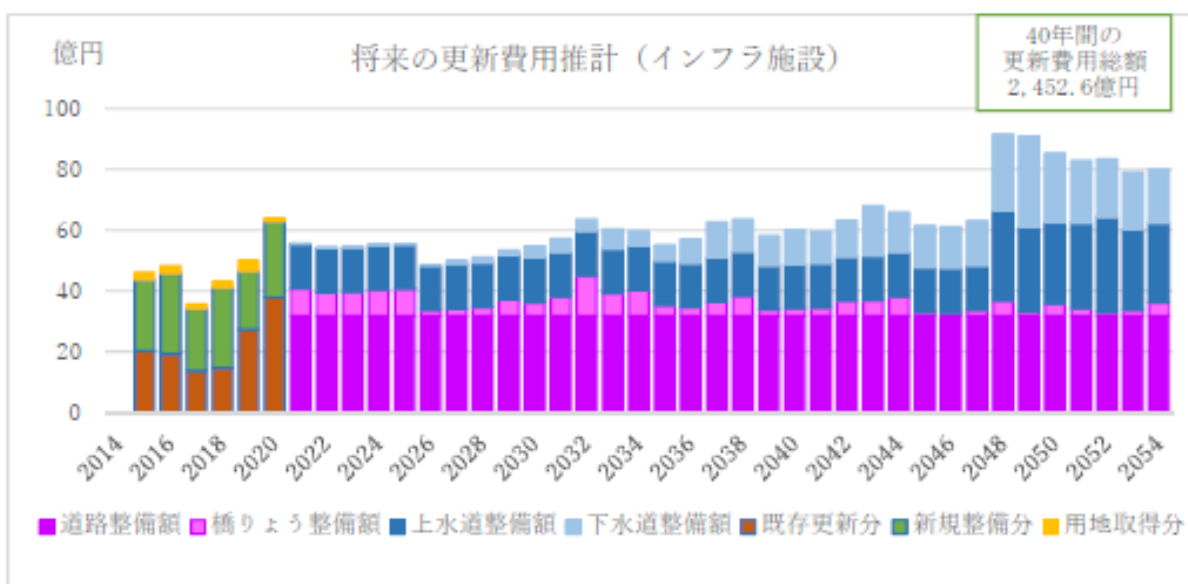
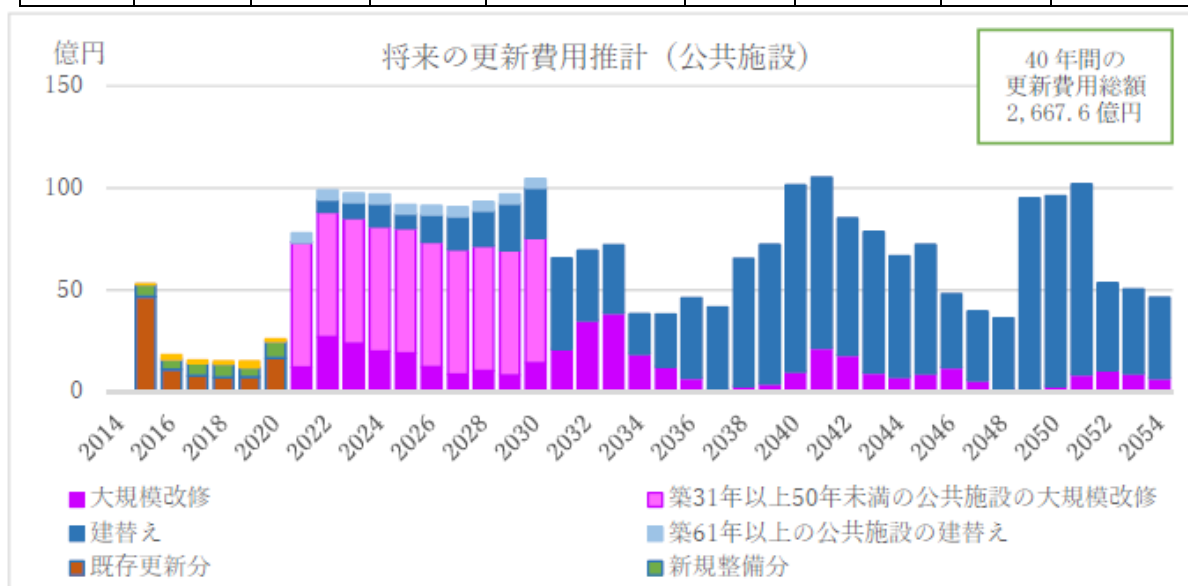
(4) 公共施設の再編（「公共施設あり方ガイドライン」より）

公共施設等については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の縮減を推進することとし、施設種別ごとの特性を考慮し、中・長期的な経営視点に基づくそれぞれの整備計画等に即した総量の適正化を図ることとしている。施設総量の適正化を図るため、総延床面積の縮減目標を30年間で25パーセントと設定している。

今後は、大平・藤岡・西方総合支所の複合化、学校再編による学校統合化や文化会館の改修工事が予定されている。

投資的経費（新設・既存の更新・用地取得等）の推計

H 2 2～H 2 6 実績				推 計				倍率
5 年間累計額		単年平均A		4 0 年間累計額		単年平均B		B／A
439.1	億円	87.8	億円	5,120.2	億円	128.0	億円	1.45



8. 他市の議員定数及び議員報酬について

(1) 県内の議員定数及び議員報酬

県内の状況は、議員定数の平均が23人、議員報酬の月額平均が416,077円となっている。

NO	都市名	平成の合併	人口(人)	面積(km ²)	定数	議員1人当たり 人口(人)	議員1人当たり 面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力指数 (%)
1	宇都宮市	H19.3.31	515,831	416.85	45	11,463	9.26	800,000	710,000	670,000	0.99
2	足利市		141,021	177.76	24	5,876	7.41	587,000	537,000	498,000	0.74
3	佐野市	H17.2.28	114,146	356.04	24	4,756	14.84	535,000	465,000	420,000	0.72
4	鹿沼市	H18.1.1	93,807	490.64	24	3,909	20.44	530,000	445,000	420,000	0.72
5	日光市	H18.3.20	76,413	1,449.83	24	3,184	60.41	490,000	410,000	380,000	0.61
6	小山市		167,043	171.75	28	5,966	6.13	600,000	540,000	510,000	0.97
7	真岡市	H21.3.23	79,002	167.34	21	3,762	7.97	530,000	435,000	405,000	0.83
8	大田原市	H17.10.1	68,873	354.36	21	3,280	16.87	500,000	435,000	406,000	0.64
9	矢板市		30,577	170.46	15	2,038	11.36	440,000	355,000	325,000	0.68
10	那須塩原市	H17.1.1	114,001	592.74	26	4,385	22.80	510,000	450,000	420,000	0.80
11	さくら市	H17.3.28	43,802	125.63	18	2,433	6.98	450,000	365,000	335,000	0.76
12	那須烏山市	H17.10.1	24,035	174.35	16	1,502	10.90	370,000	300,000	270,000	0.44
13	下野市	H18.1.10	59,880	74.59	18	3,327	4.14	470,000	380,000	350,000	0.77
	平均		117,572	363.26	23	4,299	15.35	524,000	448,231	416,077	0.74
	栃木市	H26.4.5	154,371	331.50	28	5,513	11.84	535,000	465,000	420,000	0.71

※人口、議員定数、議員報酬額は令和5年12月31日時点の全国市議会議長会の調査による。

① 県内の議員定数の状況（全国市議会議長会の調査結果より）

市名	人口	令和5年12/31 現在の議員定数	条例定数 適用年月	定数の増減
宇都宮市	515,831	45	平成27年4月	▲2名
足利市	141,021	24 ※	平成23年4月	▲4名
佐野市	114,146	24	平成29年4月	▲2名
鹿沼市	93,807	24	平成27年9月	▲2名
日光市	76,413	24	平成30年4月	▲4名
小山市	167,043	28	令和5年4月	▲2名(30名→28名)
真岡市	79,002	21	平成27年4月	▲7名
大田原市	68,873	21	令和1年11月	▲5名
矢板市	30,577	15	令和5年4月	▲1名(16名→15名)
那須塩原市	114,001	26 ※	平成25年4月	▲4名
さくら市	43,802	18	平成26年11月	▲3名
那須烏山市	24,035	16 ※	令和4年4月	▲1名(17名→16名)
下野市	59,880	18	平成26年4月	▲3名
栃木市	154,371	28	令和4年4月	▲2名

(令和5年12月31日現在)

県内の市議会においては、各市で議員定数の削減が行われており、直近では、小山市、矢板市、那須烏山市で定数減としている。そのほか、鹿沼市では、改革特別委員会において定数削減の調査結果を報告、今後は条例改正の議員案を提出するとしている。また、日光市においても、議員定数等検討調査特別委員会を設置し、次期改選までに結論を出すとしている。

なお、委員会で検討している中、定数減の動きがあった３市においては、下記の表のとおりとなっている。

条例定数適用年月順

市 名	人口(人)	令和 7 年 4/1 現在の議員定数	条例定数 適用年月	定数の増減
那須塩原市	115,611	24名(26名→24名)	令和 7 年 4 月市議選挙より	▲ 2 名
那須烏山市	23,482	14名(16名→14名)	令和 8 年 4 月市議選挙より	▲ 2 名
足 利 市	140,055	21名(24名→21名)	令和 9 年 4 月市議選挙より	▲ 3 名
鹿 沼 市	90,524	22名(24名→22名)	令和 9 年 9 月市議選挙より	▲ 2 名

※人口、議員定数、議員報酬額は令和 6 年 12 月 31 日時点の全国市議会議長会の調査による。

②県内の議員報酬の状況（全国市議会議長会の調査結果より）

市名	人口 (人)	議長報酬月額 (円)	副議長報酬月額 (円)	議員報酬月額 (円)	各正副委員長への 役職加算の有無
宇都宮市	515,831	800,000	710,000	670,000	無
足利市	141,021	587,000	537,000	498,000	無
佐野市	114,146	535,000	465,000	420,000	無
鹿沼市	93,807	530,000	445,000	420,000	無
日光市	76,413	490,000	410,000	380,000	無
小山市	167,043	600,000	540,000	510,000	無
真岡市	79,002	530,000	435,000	405,000	無
大田原市	68,873	500,000	435,000	406,000	無
矢板市	30,577	440,000	355,000	325,000	無
那須塩原市	114,001	510,000	450,000	420,000	無
さくら市	43,802	450,000	365,000	335,000	無
那須烏山市	24,035	370,000	300,000	270,000	無
下野市	59,880	470,000	380,000	350,000	無
栃木市	154,371	535,000	465,000	420,000	無

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

県内の市議会においては、表のとおりとなっているが、委員会検討中、県内での議員報酬額を増額するという動きがあり、下記の表のとおりとなっている。

市 名	議員報酬月額 (現行)	議員報酬月額 (条例改正後)	備 考
那須烏山市	270,000 円	310,000 円	40,000 円増額

※報道での情報入手後、那須烏山市議会に確認したところ、市議会でも検討した訳ではなく市長から諮問を受けた特別報酬審議会において協議されたものである。

答申内容は、「議員報酬を増額することが妥当である、なお、次期市議会議員の改選後の令和8年5月1日から適用することが妥当である。」との答申がなされた。

(2) 隣接県の同規模市の議員定数及び議員報酬

①茨城県(人口10～20万人(人口段階C))

NO	都市名	人口(人)	面積(km ²)	定数	議員1人当たり 人口(人)	議員1人当たり 面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力 指数(%)
1	日立市	167,198	225.73	24	6,967	9.41	615,000	550,000	510,000	0.79
2	土浦市	141,613	122.89	24	5,901	5.12	570,000	500,000	467,000	0.84
3	古河市	140,499	123.58	24	5,854	5.15	500,000	450,000	400,000	0.74
4	取手市	106,008	60.94	24	4,417	2.54	494,000	444,000	411,000	0.62
5	ひたちなか市	154,097	100.26	25	6,164	4.01	541,000	504,000	470,000	0.93
6	筑西市	100,670	205.30	24	4,195	8.55	489,000	433,000	410,000	0.67
	平均	135,014	139.78	24	5,583	5.80	534,833	480,167	444,667	0.77
	栃木市	154,371	331.50	28	5,513	11.84	535,000	465,000	420,000	0.71

②群馬県(人口10～20万人(人口段階C))

NO	都市名	人口(人)	面積(km ²)	定数	議員1人当たり 人口(人)	議員1人当たり 面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力 指数(%)
1	桐生市	110,904	274.45	22	5,041	12.48	498,000	449,000	432,000	0.56
	栃木市	154,371	331.50	28	5,513	11.84	535,000	465,000	420,000	0.71



③埼玉県(人口10～20万人(人口段階C))

NO	都市名	人口(人)	面積(km ²)	定数	議員1人当たり 人口(人)	議員1人当たり 面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力 指数(%)
1	熊谷市	192,074	159.82	30	6,402	5.33	542,000	470,000	450,000	0.85
2	加須市	112,163	133.30	25	4,487	5.33	452,000	404,000	378,000	0.73
3	狭山市	148,872	48.99	22	6,767	2.23	510,000	460,000	440,000	0.87
4	鴻巣市	117,582	67.44	24	4,899	2.81	450,000	400,000	377,000	0.67
5	深谷市	141,492	138.37	24	5,896	5.77	492,000	428,000	403,000	0.73
6	戸田市	142,163	18.19	26	5,468	0.70	540,000	490,000	450,000	1.20
7	入間市	144,732	44.69	22	6,579	2.03	493,000	440,000	414,000	0.89
8	朝霞市	144,964	18.34	24	6,040	0.76	473,000	412,000	390,000	0.97
9	新座市	166,036	22.78	26	6,386	0.88	463,000	420,000	400,000	0.89
10	久喜市	150,913	82.41	27	5,589	3.06	483,000	433,000	410,000	0.83
11	富士見市	113,145	19.77	21	5,388	0.94	450,000	400,000	379,000	0.80
12	三郷市	141,942	30.22	24	5,914	1.26	490,000	450,000	430,000	0.92
13	ふじみ野市	114,363	14.64	21	5,446	0.70	464,000	410,000	382,000	0.77
	平均	140,803	61.46	24	5,789	2.45	484,769	432,077	407,923	0.86
	栃木市	154,371	331.50	28	5,513	11.84	535,000	465,000	420,000	0.71

(3) 人口と産業構造に応じた類似団体の議員定数及び議員報酬

NO.	都道府県名	市名	平成の合併	人口(人)	面積(km ²)	現在の議員定数	議員1人当たり の人口(人)	議員1人当たり の面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力 指数(%)
1	富山県	高岡市	H17.1.1	164,053	209.58	27	6,076	7.8	645,000	580,000	545,000	0.73
2	長野県	上田市	H18.3.6	152,484	552.04	30	5,083	18.4	542,000	475,000	443,000	0.59
3	茨城県	日立市	H16.11.1	167,198	225.73	24	6,967	9.4	615,000	550,000	510,000	0.79
4	栃木県	小山市	—	167,043	171.75	28	5,966	6.1	600,000	540,000	510,000	0.95
5	静岡県	磐田市	H17.4.1	166,684	163.45	26	6,411	6.3	520,000	470,000	430,000	0.80
6	愛知県	豊川市	H18.2.1 H20.1.15 H22.2.1	186,376	161.14	30	6,213	5.4	562,000	512,000	479,000	0.81
7	愛知県	刈谷市	—	152,984	50.39	28	5,464	1.8	590,000	548,000	487,000	1.24
8	愛知県	安城市	—	188,418	86.05	28	6,729	3.1	576,000	533,000	480,000	1.23
9	愛知県	西尾市	H23.4.1	170,246	161.22	30	5,675	5.4	551,000	511,000	455,000	0.96
10	三重県	松阪市	H17.1.1	157,316	623.58	28	5,618	22.3	558,000	498,000	440,000	0.58
11	三重県	鈴鹿市	—	195,604	194.46	28	6,986	6.9	613,000	539,000	485,000	0.88
12	岐阜県	大垣市	H18.3.27	158,049	206.57	22	7,184	9.4	630,000	579,000	553,000	0.85
13	島根県	出雲市	H17.3.22 H23.10.1	172,607	624.32	30	5,754	20.8	550,000	476,000	440,000	0.56
14	広島県	東広島市	H17.2.7	190,516	635.16	30	6,351	21.2	560,000	507,000	460,000	0.86
15	愛媛県	今治市	H17.1.16	149,730	419.21	30	4,991	14.0	585,000	529,000	492,000	0.51
	平均			169,287	298.98	28	6,098	22.8	579,800	523,133	480,600	0.82
16	栃木県	栃木市	H22.3.29 H23.10.1 H26.4.5	154,371	331.50	28	5,513	11.8	535,000	465,000	420,000	0.71

※人口、議員定数、議員報酬額は令和5年12月3日時点の全国市議会議長会の調査による。

※面積は総務省「令和4年度市町村別決算状況調」による。

※総務省における類似団体の定義は、行政機能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造による全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体をいう。

なお、人口及び産業構造は令和2年国勢調査による。

第1次産業〔農業、林業、漁業〕

第2次産業〔工業、建設業、製造業〕

人口	産業構造	Ⅱ次、Ⅲ次90%以上			
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
50,000人未満	Ⅰ	Ⅰ-3	Ⅰ-2	Ⅰ-1	Ⅰ-0
50,000～100,000人未満	Ⅱ	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
100,000～150,000人未満	Ⅲ	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
150,000人以上	Ⅳ	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0

第3次産業〔電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、
金融・保険業・不動産業、公務（他に分類されないもの）〕

※財政力指数は、総務省「令和4年度市町村決算別調」による。

(4) 人口規模による議員定数及び議員報酬(人口 139,000 人～165,000 人の団体)

NO	都道府県名	市名	平成の合併	人口(人)	面積(km ²)	議員定数	議員1人当たりの人口(人)	議員1人当たりの面積(km ²)	議長報酬額(円)	副議長報酬額(円)	議員報酬額(円)	財政力指数(%)
1	北海道	釧路市	H17.10.11	157,519	1,363.29	28	5,626	48.69	600,000	540,000	490,000	0.45
2	北海道	帯広市	—	162,460	619.34	29	5,602	21.36	580,000	510,000	470,000	0.60
3	青森県	弘前市	H18.2.27	161,958	524.20	28	5,784	18.72	610,000	547,000	517,000	0.49
4	富山県	高岡市	H17.11.1	164,053	209.58	27	6,076	7.76	645,000	580,000	545,000	0.73
5	長野県	上田市	H18.3.6	152,484	552.04	30	5,083	18.40	542,000	475,000	443,000	0.59
6	東京都	武蔵野市	—	147,809	10.98	26	5,685	0.42	670,000	600,000	550,000	1.48
7	東京都	東村山市	—	151,751	17.14	25	6,070	0.69	558,000	506,000	485,000	0.76
8	東京都	多摩市	—	147,776	21.01	26	5,684	0.81	582,500	531,700	497,000	1.12
9	神奈川県	秦野市	—	159,257	103.76	24	6,636	4.32	556,000	484,000	444,000	0.82
10	茨城県	土浦市	H18.2.20	141,613	122.89	24	5,901	5.12	570,000	500,000	467,000	0.84
11	茨城県	古河市	H17.9.12	140,499	123.58	24	5,854	5.15	500,000	450,000	400,000	0.74
12	茨城県	ひたちなか市	—	154,097	100.26	25	6,164	4.01	541,000	504,000	470,000	0.93
13	栃木県	足利市	—	141,021	177.76	24	5,876	7.41	587,000	537,000	498,000	0.75
15	埼玉県	狭山市	—	148,872	48.99	22	6,767	2.23	510,000	460,000	440,000	0.87
16	埼玉県	深谷市	H18.1.1	141,492	138.37	24	5,896	5.77	492,000	428,000	403,000	0.73
17	埼玉県	戸田市	—	142,163	18.19	26	5,468	0.70	540,000	490,000	450,000	1.20
18	埼玉県	入間市	—	144,732	44.69	22	6,579	2.03	493,000	440,000	414,000	0.89
19	埼玉県	朝霞市	—	144,964	18.34	24	6,040	0.76	473,000	412,000	390,000	0.97
20	埼玉県	久喜市	H22.3.23	150,913	82.41	27	5,589	3.05	483,000	433,000	410,000	0.83
21	埼玉県	三郷市	—	141,942	30.22	24	5,914	1.26	490,000	450,000	430,000	0.92
22	千葉県	野田市	H15.6.6	153,815	103.55	28	5,493	3.70	547,000	492,000	450,000	0.82
23	静岡県	藤枝市	H21.1.1	140,979	194.06	22	6,408	8.82	500,000	435,000	410,000	0.84
24	愛知県	刈谷市	—	152,984	50.39	28	5,464	1.80	590,000	548,000	487,000	1.24
25	愛知県	小牧市	—	149,715	62.81	25	5,989	2.51	596,000	534,000	504,000	1.20
26	三重県	松阪市	H17.1.1	157,316	623.58	28	5,618	22.27	558,000	498,000	440,000	0.58
27	岐阜県	大垣市	H18.3.27	158,049	206.57	22	7,184	9.39	630,000	579,000	553,000	0.85
28	岐阜県	各務原市	H16.11.1	144,940	87.81	24	6,039	3.66	570,000	520,000	485,000	0.87
29	大阪府	箕面市	—	139,323	47.90	23	6,058	2.08	720,000	660,000	610,000	0.90
30	滋賀県	草津市	—	139,939	67.82	24	5,831	2.83	558,000	492,000	443,000	0.92
31	兵庫県	川西市	—	154,071	53.44	24	6,420	2.23	701,000	629,000	570,000	0.67
32	鳥取県	米子市	H17.3.31	145,140	132.42	26	5,582	5.09	554,000	486,000	450,000	0.66
33	山口県	宇部市	H16.11.1	158,521	286.65	28	5,661	10.24	551,000	498,000	470,000	0.71
34	愛媛県	今治市	H17.1.16	149,730	419.21	30	4,991	13.97	585,000	529,000	492,000	0.51
35	長崎県	諫早市	H17.3.1	133,938	341.79	26	5,151	13.15	500,000	420,000	405,000	0.57
36	宮崎県	都城市	H18.1.1	161,394	653.36	29	5,565	22.53	500,000	420,000	400,000	0.55
37	沖縄県	沖縄市	—	142,283	49.72	30	4,743	1.66	520,000	461,000	433,000	0.58
	平均			149,431	214.11	26	5,847	7.90	561,181	502,186	467,083	0.81
38	栃木県	栃木市	H22.3.29 H23.10.1 H26.4.5	154,371	331.50	28	5,513	11.84	535,000	465,000	420,000	0.71

※栃木市の人口は令和6年7月末現在の人口が153,607人であり、「第2次栃木市総合計画」人口推計による令和12年の人口が139,641人であるため、人口139,000人～165,000人を抽出した。

(5) 人口規模C（人口 10 万人～20 万人）、面積規模による類似団体の議員定数及び
議員報酬

NO	都道府県名	市名	平成の 合併	人口 段階	人口(人)	面積(km ²)	現在の 議員定数	議員1人当たりの 人口(人)	議員1人当たりの 面積(km ²)	議長 報酬額(円)	副議長 報酬額(円)	議員 報酬額(円)	財政力 指数(%)
1	北海道	苫小牧市	—	C	166,846	561.58	28	5,959	20.1	520,000	480,000	440,000	0.77
2	青森県	弘前市	H18.2.27	C	161,958	524.20	28	5,784	18.7	610,000	547,000	517,000	0.49
3	宮城県	石巻市	H17.4.1	C	134,711	554.55	30	4,490	18.5	545,000	481,000	444,000	0.54
4	福島県	会津若松市	H16.11.1 H17.11.1	C	112,413	382.99	28	4,015	13.7	514,000	477,000	447,000	0.62
5	石川県	小松市	—	C	106,115	371.05	22	4,823	16.9	620,000	550,000	520,000	0.67
6	長野県	上田市	H18.3.6	C	152,484	552.04	30	5,083	18.4	542,000	475,000	443,000	0.59
7	栃木県	佐野市	H17.2.28	C	114,146	356.07	24	4,756	14.8	535,000	465,000	420,000	0.71
8	栃木県	那須塩原市	H17.1.1.	C	114,001	592.74	26	4,385	22.8	510,000	450,000	420,000	0.77
9	静岡県	富士宮市	H22.3.23	C	128,169	389.08	22	5,826	17.7	495,000	441,000	421,000	0.87
10	静岡県	掛川市	H17.4.1	C	115,415	265.69	21	5,496	12.7	495,000	435,000	411,000	0.86
11	滋賀県	東近江市	H17.2.11 H18.1.1	C	112,064	388.37	25	4,483	15.5	460,000	390,000	370,000	0.60
12	島根県	松江市	H17.3.31 H23.8.1	C	196,152	572.99	34	5,769	16.9	584,000	504,000	475,000	0.57
13	広島県	尾道市	H17.3.28 H28.1.10	C	128,299	284.88	28	4,582	10.2	520,000	480,000	450,000	0.52
14	広島県	廿日市市	H15.3.1 H17.11.3	C	115,998	489.49	28	4,143	17.5	520,000	480,000	440,000	0.60
15	山口県	宇都市	H16.11.1	C	158,521	286.65	28	5,661	10.2	551,000	498,000	470,000	0.71
16	愛媛県	今治市	H17.1.16	C	149,730	419.21	30	4,991	14.0	585,000	529,000	492,000	0.51
17	愛媛県	西条市	H16.11.1	C	104,474	510.04	28	3,731	18.2	502,000	439,000	412,000	0.63
18	佐賀県	唐津市	H17.1.1. H18.1.1	C	115,620	487.60	28	4,129	17.4	503,000	459,000	438,000	0.43
19	長崎県	諫早市	H17.3.1	C	133,938	341.79	26	5,151	13.1	500,000	420,000	405,000	0.57
	平均				132,687	438.47	27	4,908	16.2	532,158	473,684	443,947	0.63
20	栃木県	栃木市	H22.3.29 H23.10.1 H26.4.5	C	154,371	331.50	28	5,513	11.8	535,000	465,000	420,000	0.71

※人口、議員定数、議員報酬額は令和 5 年 12 月 31 日時点の全国市議会議長会の調査による。

※人口段階とは、人口 10 万人～20 万人の市を全国市議会議長会においてC区分としている。

※面積は総務省「令和 4 年度 市町村別決算状況調」による。

栃木市が 331.50 km²のため、最小面積 250 km²、最大面積 500 km²を類似団体とした。

※財政力指数は、総務省「令和 4 年度 市町村別決算状況調」による。



9. 議員報酬及び議員定数の検討に向けた課題について

本市議会の議会基本条例第16条及び第17条において、①市政の現状や課題を把握し、②将来展望を考慮するとともに、③市民の多様な意見の反映や④市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価を参考に、検討することとなっている。

①市政の現状と課題の把握

人口減少による税収の減少、少子高齢化による社会保障費の増大等

②将来の展望

地方交付税の削減、公共施設の更新、維持管理経費の増大等

③市民の多様な意見の反映

市民の声を市政に反映し、市政運営のチェック機能を強化するための適正な定数

④市民を含む第三者機関の客観的な評価

市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にするための意見照会を行う。

◎議会基本条例（抜粋）

（議員定数）

第16条 委員会及び議員提案による議員定数の改正に当たっては、市政の課題及び将来展望、市民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

解説 議員定数の改正に当たっては、市民の意見等を市政に反映することが議員の重要な役割の一つであることから、市政の課題等を総合的に判断するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にすることを規定しています。

<参考>（議員の選出）

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公職選挙法第15条⑧）

（議員報酬）

第17条 委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

解説 議員報酬の改正に当たっては、市政の現状や将来展望等を総合的に判断するとともに、議員活動の評価等について市民の意見を反映することを規定しています。

10. 市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケート調査の実施について

(1) アンケート調査の実施

第1回検討委員会(令和6年7月19日)において、市民の意見や市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価を参考にすることについて、地域会議の委員に意見を聞く方法が良いのではないかとという意見があったことから、各会派を対象に「市民の客観的な評価方法についてのアンケート」を行った。

市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケート

会派名

第1回議員報酬及び議員定数検討委員会において、市民の多様な意見、市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にするとしましたが、どのような方法で行うことがよいか各会派のご意見をお願いいたします。

下記の提案の中で実際に行ったほうが良いと思うものの番号に○で囲んでください。

市民の意見を参考にすることが前提となっておりますので、提案内容に必ず1つは○で囲んでください。

提案1 「市民会議」において、意見照会を行う。

(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より市民会議において、現状について説明し、市民会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)

- ① 意見照会を行う ② 意見照会を行う必要はない。

提案2 「地域会議」において、意見照会を行う。

(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より地域会議において、現状について説明し、地域会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)

- ① 意見照会を行う ② 意見照会を行う必要はない。

提案3 「市民会議」及び「地域会議」において、意見照会を行う。

(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より市民会議及び地域会議において、現状について説明し、市民会議及び地域会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)

- ① 意見照会を行う ② 意見照会を行う必要はない。

提案4 広報とちぎや市ホームページにおいて、市民からの意見を聴取するため、「パブリックコメント」を行う。

- ① パブリックコメントを行う ② パブリックコメントを行う必要はない。

提案以外にご意見がありましたら、こちらにご記入ください。

[]

(2) アンケート調査の結果

各会派からのアンケートの回答は下記のとおりとなっている。

「市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケート」結果

- 提案 1** 「市民会議」において、意見照会を行う。
(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より市民会議において、現状について説明し、市民会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)
- ① 意見照会を行う…………… 2 会派
 - ② 意見照会を行う必要はない…………… 5 会派
- 提案 2** 「地域会議」において、意見照会を行う。
(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より地域会議において、現状について説明し、地域会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)
- ① 意見照会を行う…………… 1 会派
 - ② 意見照会を行う必要はない…………… 6 会派
- 提案 3** 「市民会議」及び「地域会議」において、意見照会を行う。
(議員定数及び議員報酬検討委員会委員より市民会議及び地域会議において、現状について説明し、市民会議及び地域会議委員全員から意見を書面にて提出していただく)
- ① 意見照会を行う…………… 2 会派
 - ② 意見照会を行う必要はない…………… 5 会派
- 提案 4** 広報とちぎや市ホームページにおいて、市民からの意見を聴取するため、「パブリックコメント」を行う。
- ① パブリックコメントを行う…………… 0 会派
 - ② パブリックコメントを行う必要はない…………… 7 会派

提案以外のご意見

- ・ 議会として、(定数・報酬について) 専門家の意見を取り入れ、知識を高めると共に、共有する。議会としての考えや方向性を確定し、第三者機関に対応する。
- ・ 市民の公募を行い、議会として第三者機関を設置すべき。
- ・ パブコメは参考のみ、議会の事は議会で決める。
- ・ 前回と同じ(市民会議への意見聴取)でいいと思う。

(2) アンケート調査の結果

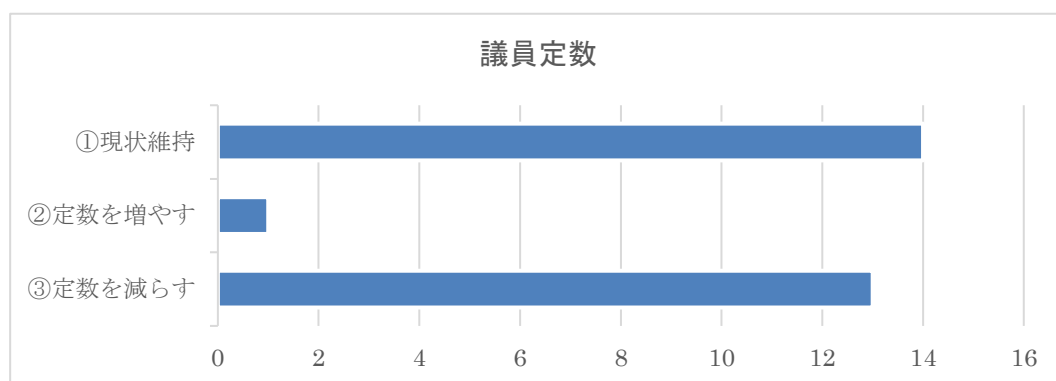
全議員よりアンケートに対する回答を得て、調査結果は下記のとおりである。

議員定数及び議員報酬に関するアンケート結果

問1 栃木市議会の議員定数はどうしたら良いと思いますか。

また、議員定数を変更する場合、何人増やす(減らす)のが良いと思いますか。

① 現状維持 ② 増やす ③ 減らす



【選択した理由】

①現状維持…… 14名

- ・人口減少は進んでいるが、議員定数の変更は現時点では必要ないとする。
- ・前回減らしており、その検証もせず、何の為に増減させるのかが不明の為。
- ・面積・職員数など考慮した。
- ・栃木市は、南北に面積が広いため、地域の声を多く収集するためには、現状の28名が必要である。また、常任委員会が4委員会のため、1つの委員会には7名の委員が必要であるため。
- ・栃木市は広いので。議会費は他に比べて低いため。
- ・現在の定数で何らかの支障をきたしているとは考えられない。
4年前に2名減らしたばかりであり、常任委員会運営等にも適した数である。
- ・委員会の適正な定数である。行政のチェックが出来ている。
- ・栃木市は面積が広い。人口も多いので意見が拾いにくい。
- ・前回定数を見直し時にも、急激な定数減には懐疑的な意見も多くあった。
また、委員会でしばらくの間は市民の理解を得られるとしての定数決定ではなかったのか。

- ・市民の多様な意見を反映させるには、議員数は多い方が良いと思うが、市民感情、財政状況等を考えると、現状維持で仕方がない。
- ・定数 34 から改選のたびに 30 そして 28 と定数を削減してきた。人口減少率を上回る定数削減を行ってきた。議会が住民代表機関として信頼されるためには、議員の多様性が不可欠である。多様性を維持するために現状での定数削減は考えられない。現状維持が妥当であるとする。
- ・定数を 2 名減としてまだ 2 年しか経過していない。2 名減した理由についても将来の人口減を見据えて実施している。また、議会の機能強化の面からも現状維持が妥当とする。
- ・その他にまとめて記入。(その他に意見あり)
- ・特になし。

②増やす…… 1 名

- ・地方自治を考えるなら、西方地域で 2 名の代表者が必要と思われるので、市全体の人口で割ると 50 名になると思われる。

③減らす…… 13 名

・ 1 人減 (1 名)

- ・栃木市の面積を考えた結果。

・ 2 人減 (9 名)

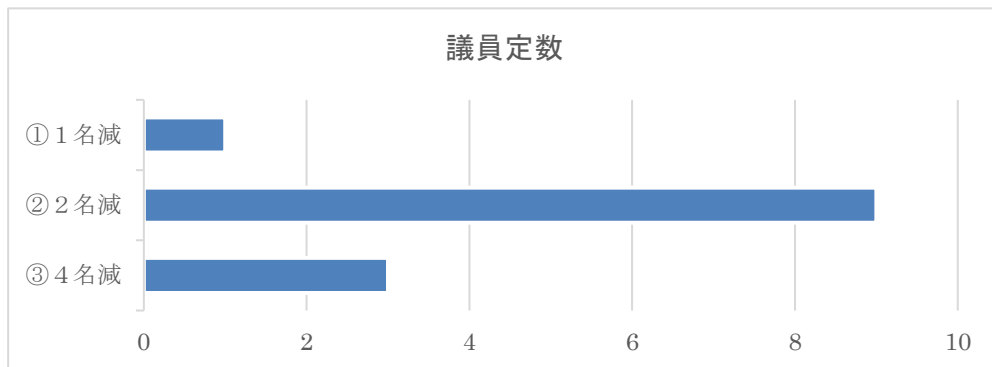
- ・全国平均を考慮して、検討した方がよい。
- ・本市人口類似都市等の定数などを参考にした。
- ・他市と比較して、人口に対して議員定数が多いと思う。
- ・議員定数は 2 人減の 26 名が良い。面積と周辺の市との関係。
- ・他市の議員定数を勘案し、面積が広いことを考慮して (減員は 2 名まで)。
- ・出来れば全国平均と同等にする。
- ・近隣の人口同規模市を見たとき、本市の議員定数はまだ多いと考えるから。
- ・出来れば全国平均に減らしたい、全国平均は 24.5 人ぐらい。
- ・全国の状況を考えて。

・ 2～4人減（1名）

- ・ 人口減少に対する対応、類似自治体である足利市、小山市とのバランス、議員のなり手不足解消に向けた取組の一環として報酬を増やす必要があると考えるが行財政改革のバランスを図るため。

・ 4人減（2名）

- ・ 人口減少が進む中、議員定数削減は必須。
- ・ 1市5町合併完成時議員定数は34人だった。改選ごとに2人削減し、現在28人であるが、合併後16年経過し、市行政も安定したことから、人口比6,000人に1人、24人体制で、常任委員会も見直して3委員会、8人体制とする。

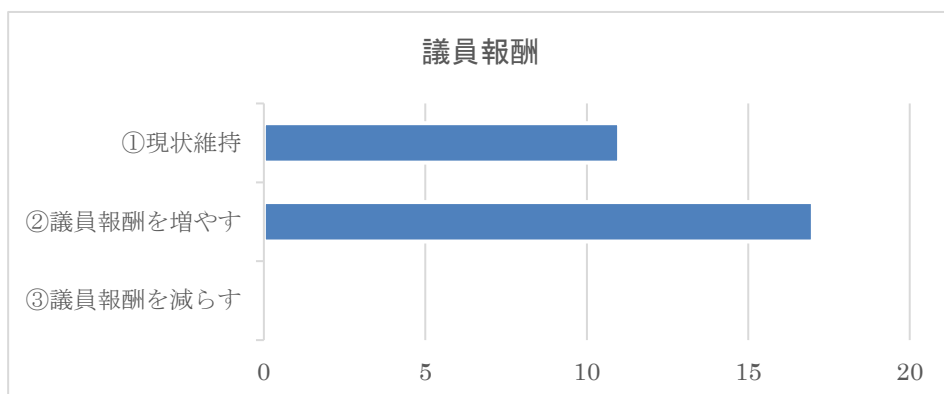


問2 栃木市議会の議員報酬はどうしたら良いと思いますか。

また、議員報酬を変更する場合、どれくらい増やす（減らす）のが良いと思いますか。

現在（月額） 議長：535,000円 副議長：465,000円 議員：420,000円

① 現状維持 ② 増やす ③ 減らす



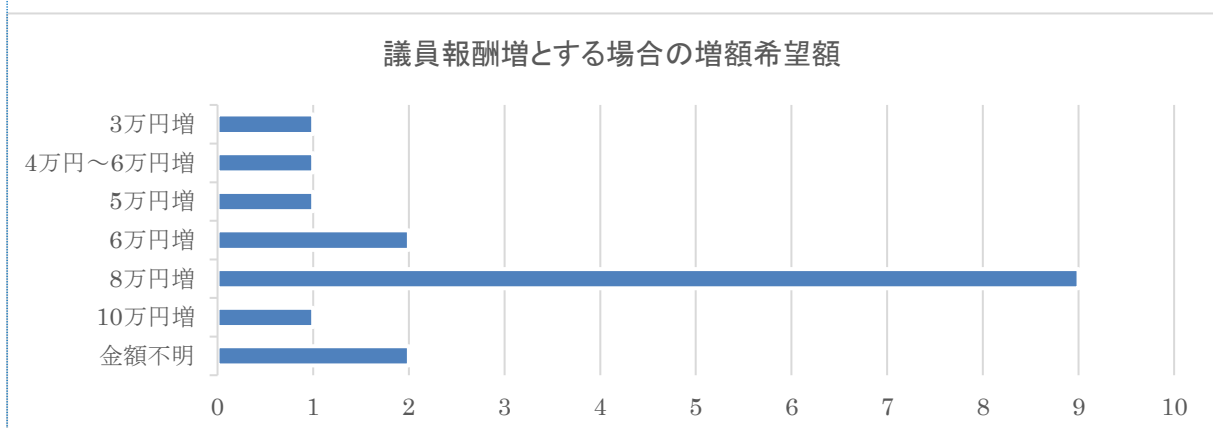
【選択した理由】

①現状維持…… 11名

- ・ 議員報酬変更は議員定数変更とセットで考えるべき。
このような状況下で議員報酬を論じるべきではない。市民の理解が得られない。
議員報酬については十分な議論を尽くすべき課題であり、現状のスケジュールでは検討する時間が足りないと考える。
- ・ 報酬を下げると議員報酬だけでは生活できない方も出るので、報酬は現状維持。
- ・ 議員活動に対する対価としては過不足のない金額であると考え。
- ・ 報酬については、昨今の物価高を鑑みると、議員報酬で生活する議員は若干の増を願いたいと思うが、栃木市の市民感情を考えると、厳しいと考えるため、現状維持で良い。
- ・ 民間の実質賃金は25ヶ月連続でマイナスである。(2024年5月現在)
- ・ 市の財政状況や現在の物価高騰による市民生活を考慮したとき現状維持が妥当である。
- ・ 年収にすると、約700万円になり、世間一般と比較しても遜色ないと思う。
- ・ 宇都宮市、小山市と同等程度に。
- ・ 今は我慢すべき。
- ・ その他にまとめて記入。
- ・ 特になし。

②増やす…… 17名

議員報酬を変更する場合、どれくらい増やす(減らす)のが良いと思いますかとの問いに対して、3万円増から10万円増までの意見がある中、8万円増という意見が最も多くなっている。



・ 3 万円増（1 名）

- ・ 議員報酬を増やすことで、議員活動に対する範囲が広がると思う。

・ 4 万～6 万円増（1 名）

- ・ 議員の仕事量を考慮。良い人材を得るため。

・ 5 万円増（1 名）

- ・ 近隣市町の状況を考えて。

・ 6 万円増（2 名）

- ・ 報酬については60,000円増の48万円が良い。周辺の市との関係。
- ・ 議員報酬だけで生活しているが、厳しい状況であるため。

・ 8 万円増（9 名）

- ・ 議員のなり手不足を解消するためにも、報酬を増やすべき。
- ・ 市の職員と比較をしても何の保証もなく、任期（4 年）でもあるため。
市の部長級最高の金額よりも多くするべき。多様な人材が、議員となれる金額。
- ・ 正副議長額は要検討。
- ・ 議員のなり手がいない理由として報酬もあると思う。生活も賄えて、4 年に1 度の選挙費用も出せる報酬額を望む。
- ・ 約5 万円なら議会運営費全体があまり変わらないと思う。
- ・ 合併時、1 市3 町人口13 万の他市と比較し、合併協議のなかで42 万円と決定された経緯がある。現在、人口約15 万人の栃木市議会とすれば、小山市、足利市と同レベルで議員報酬50 万円とすべきと思う。
- ・ 小山市と同様に。（※小山市の報酬額：前ページ参照）
- ・ 小山市と足利市を参考にしての増額。

（参考）足利市 議長：587,000 円・副議長：537,000 円・議員：498,000 円

- ・ 近隣市の状況を把握して考慮する。

・ 10 万円増（1 名）

- ・ 特になし。

・ 金額なし（1 名）

- ・ 他市同等（宇都宮、小山市）程度。
- ・ 経済状況の変動や議員のなり手不足等。

③減らす……0 名

【その他】 議員定数及び議員報酬を検討するにあたっての意見・要望

- ・ 昨年の議会報告会の報告テーマに対するアンケート結果を見ると、議員定数に関する意見が出されている。また、地方自治体議員のなり手不足は、議員報酬が少ないことも原因の一つとして挙げられている。

議員定数及び議員報酬について現段階では現状維持とするが、人口減少の進行を鑑み、今後の議員定数減は必須と考える。（2030年辺り？）今後、議論すべき。

- ・ 議員のなり手不足、様々な属性からなる議会、特に若い世代が立候補しやすい環境整備は、議会の活性化を目指すうえで重要であると考え。特効薬はないが、有効な対策の一つとして議員報酬を増やすことは検討に値するのではないかと考える。また社会経済情勢や市民感覚・感情を考慮すると単に報酬を上げるだけではなく、歳出削減をしている努力を示すためには、定数の削減はセットで考える必要があるのではないかと考える。

考える定数の最小値24名で委員会の構成は現状が合理的だと思う。

総務・民生・産業教育・建設各6名、計24名（委員長を除き5名で審査）

本市議会で審議・審査するには上記の数値が現状では合理性に適うと考える。

- ・ 議員報酬を増やす事を検討すべきと考える。議員定数削減も財政負担を考慮すると、減らす事は避けられないと思う。しかし、現状の議会運営、委員会構成、行政監視機能、多様化する市民の声を的確に得られる様、開かれた議会改革を進めなければならないと思う。
- ・ 議員報酬を増額するとなれば、定数削減を検討しなければならないと感じる。
- ・ 議員定数について、毎回改選前に議論され、2人ずつ減らしてきた。今回4人減とすることで合併時34人から3割減、24人にすれば、競争性も生まれる。報酬については、議員生活給にして2割増の月額50万円を提案する。他市と比較しても適当と思う。議員のなり手不足の今、競争性の確保、なり手不足の解消につながり、市民の理解も得られると思う。
- ・ 議員数削減が少数のため、議員報酬を上げ、若者が地方議員に参加できるため。
- ・ 市の財政のためにも議員定数を検討することに必要性を感じた。

定数が減ると活動範囲が広がり、今までよりも議員活動が増えると思うので、議員報酬について、増やすことを希望した。

- ・ 栃木市は、議員数削減が少数の為、議員報酬を上げることができない。足利市は、議員数削減を大幅にして、議員報酬を上げることが出来たと思う。よって、今後、若者が地方議員に参加できる環境を整えるべき。現在、地方議員は国民年金であるため、若者は将来不安になると思うので、ぜひ改革を。
- ・ 2期続けて任期4年の後半2年で、この件についての検討委員会が設置されたことに、相当な違和感を抱いている。市民との対話や説明を重ねるためにも任期4年のうち当初から長期の議論を要する枠組みで検討すべきものだと思う。

- ・ 議員定数については、過去２回の改選で４名の削減を行ってきた。現状の定数が、本市の人口、面積に対して適当であると思われる。よって、現状を維持すべきである。
- ・ 議員定数と報酬の議論は、議員自らの人生や生活に関わる問題で慎重に議論すべきであり、答申を来年１月までの６か月間で結論を出すのは性急過ぎる。改選後に時間をかけて行うべきである。４年前に２名減としたのは、１０年先までの定数を見据えての検討結果と認識している。現状より定数を減らした場合、住民からの意見要望が行政側に届きにくくなり、住民サービスの低下になる。

現職議員は次の選挙に立候補した場合、必ず当選するという保証はない。減らすと考えるならば会社員自らが会社にリストラを申し出るのと同様である。

また、４年に一度減らすとすれば、そのエビデンスは何か。

極端な考え方であるが民間企業が賃上げを行っているが、減らすとした場合、今後、数年間の社会情勢を考慮した後に議論すべきで、報酬増は議員とお金の問題が取り沙汰されている現在、市民の理解が得られないと思う。

- ・ まず、毎回のよう定数減を審議しているが、減らさなければいけないとした根拠は何か。議員活動や議会に対して、穿った意見の市民からは、議員数が多いといった意見が出るであろうし、議員活動を見ている方々からは、定数が減ると意見が届かなくなる、栃木市の議員報酬の手取り額が少ないので驚いたといった意見も多く存在する。肯定的な方の意見は、わざわざ公表する必要がないので、表面化しない。我々議員各自が誇りをもって真摯に活動していれば、一部の市民の否定意見に右往左往する必要はない。それでも、市民の意見として定数減を図らねばならないとする議員の思想は、ポピュリズム以外の何物でもない。定数及び報酬を減らす行為は、次世代の議会の参加者の熱意を削ぐものになってしまう。合併時からすれば、現在の定数に至るまでには、大きな削減が続けられてきた。長年、単独で継続してきた自治体と、合併により生まれた自治体とでは成熟度も違う。性急な定数削減によって生まれる利益は、皆無であると考え。それならば、まずは議員の自己研鑽と議会の信頼性向上に全力を注ぐべきではないのか。
- ・ 本年６月１４日の参議院「政治改革に関する特別委員会」に参考人として招致された、駒澤大学名誉教授大山礼子氏の発言を拝見した。内容の濃い素晴らしい発言であった。そこで、大山名誉教授の過去の発言をＳＮＳで調べていくと、地方議会に関するシンポジウムの基調講演でこういった発言をされていた。
「地方議会で定数削減を論じるのは後ろ向きの議会改革である」

- ・ 前回（４年前）の議員定数を議論したときと比較し、地方議会・議員を取り巻く社会状況、環境の変化、あるいは種々の課題の重要性は大きくなっている。前回の延長上に今回があるのではないかと考えた方が良いと思う。前回の議論を参考にすることは結構だが、議論を踏まえてというわけにはいかないであろう。前回の議論は実行されて完結もしている。議論の簡略化はせず、大変だが、スタートから議論を重ね、いい物を作り上げよう。
- ・ 定数と報酬のみを検討する事に疑問を感じる。常任委員会の数や各委員会の人数を根拠に数を出したり、人口に合わせたり等の根拠が必要。前回減らしたことにより、どのような効果があったのかを検証すべき。人数が減る事は、議会の権能の低下、民意反映の低下を招くと思う。
- ・ 議員定数について、合併前に比べると、現在の定数は３分の１程度になっており、市民の多様な意見を反映させるという点で弱体化していると思う。定数２８は、常任委員会の定数が７名であり、議案等を審査するうえで、限界の人数だと思う。
- ・ 市民の意見は参考までとし、あくまで議会で決めるべき。

12. アンケート調査結果による今後の進め方について

第２回委員会(令和６年８月２６日)において、議員定数及び議員報酬に関するアンケート結果及び今後の進め方について、会派で意見を集約のうえ、次回の委員会で改めて協議を行うこととなっており、第３回委員会(令和６年９月５日)においては、次ページの「第３回議員定数及び議員報酬検討委員会において確認する事項」について、改めて協議を行った。

議員定数及び議員報酬に関する全議員を対象としたアンケート結果及び各会派を対象とした市民の意見や市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価を参考にすることについてのアンケート結果を踏まえ、今後の進め方について、検討した。

その結果、前期２名減と決定した際、１０年先までを見据えての検討結果と認識しているなどの意見や議員のなり手不足、特に若い世代が立候補しやすい環境整備は議会の活性化を目指すうえで重要であるなどの意見を踏まえ、議員報酬を重点に検討を進め、次期改選後の議会への申し送り事項とし、必要な段階において、市民を含む第三者機関に意見を聞くことと決定した。

第3回 議員定数及び議員報酬検討委員会において確認する事項

(令和6年9月5日)

1. 検討する内容について

- ①議員報酬について検討する。
- ②議員定数について検討する。
- ③議員報酬と議員定数を併せて検討する。

2. 今後の進め方について

- ①今期中に検討を進め、今期中に条例を改正し、次期改選後から施行する。
- ②今期中に検討を進めるが、次期改選後から施行せず、次期改選後の議会への申し送り事項とする。

(参考)

議員定数の改定を次期改選(令和8年4月選挙)から施行する場合、遅くとも半年前となる令和7年9月には市民への周知が必要となるため、令和7年5月までに結論を出し、6月定例会において条例改正をする必要がある。

3. 市民を含む第三者機関による意見聴取の方法について

アンケート結果で多かった意見や委員会での意見から

- ①市民会議において意見聴取を行う。
- ②市民会議及び地域会議において意見聴取を行う。
- ③議会が独自に第三者機関を設置する。

(参考)

次期改選後の議会に申し送り事項として審議を進めることとなった場合は、市民を含む第三者機関による客観的な評価については現時点で行う必要性がなくなる。



13. 議員研修会の開催について

第4回委員会(令和6年10月28日)において、専門家の意見を聞くべきとの意見があったことから、本委員会のみではなく議員全員参加での議員研修会を開催した。

令和6年12月23日、明治大学政治経済学部等で教鞭を取られる元全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦氏を講師に迎え、「適正な議員報酬の算定手法を考える」という演題で議員報酬等についてお話しを伺った。

研修では、基礎的な事項として議員報酬の意義、性質や法的根拠からはじまり、報酬を考えるに当たっての考慮事項、「7つの算定方式」について実践的な知識の説明があった。

7つの算定方式

① 執行部職員給与基準方式

地方公共団体における一般職最高給、特別職給与を勘案する。
または、議員定数が同数の市の執行部職員の給与を考慮する方式。

② 長給与基準方式

市長の給与と議員報酬を比較する方式。

③ 国会議員歳費比較方式

国会議員の職務日数等との比較、国会議員の歳費との比較方式。

④ 日当算出方式

議員の職務執行日数や職務執行時間を求め、市の3役や市の部課長の時給を算出したうえで、その時給に議員の職務執行時間をかけ合わせて議員報酬を考慮する方式。

⑤ 行政貢献度算定方式

議会活動による市に対する成果物の提示を考慮するもの。
また、議員活動に対する評価を第三者機関に行わせる方式。

⑥ 類似団体比較方式

人口規模の類似する都市、人口と産業構造の類似する都市と比較する方式。

⑦ 議会費固定化方式

議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連づけて、同時に検討を行う方式。

さらに、報酬を決定するに当たっては、知識や現状・分析に加えて、「市民の理解が不可欠」という基本的な心構えまでお話しがあり、多角的な視点から説明していただいた。



1 4. 委員会での検討内容について

第1回委員会(令和6年7月19日)

1. 委員長の互選 ⇒指名推薦により中島委員に決定。
2. 副委員長の互選 ⇒指名推薦により市村委員に決定。
3. 今後の進め方について⇒ 次回委員会で今後の進め方を協議する。

(委員の意見)

- ・議会報告会運営委員会があり、定数に関する市民の皆さんのご意見を各地域の地域会議委員の意見に聴くという提案があった。そのような方向で出来るとよい。
- ・議会報告会運営委員会で地域会議との意見交換会となった場合は、議員定数及び議員報酬検討委員会とバラバラにやらずに連携して、地域会議での意見聴取をするとよい。
- ・市民の意見を聴くことは、重要であるが、議会としての方向性を出してからでないと定数や報酬についてどう思うかと聴いても意味がない。市民の意見を聴く場合は、本市や全国の現状などの資料を基に本委員会で分析した状況等を提示すべきである。
- ・市民の意見も聴くべきではあるが、第三者的に専門家、地方自治の専門家の意見も聴くべきだと思う。
- ・資料に、人口はあるが、面積がない。面積も資料に入れる必要があると思う。また、平成の大合併をしているかどうか併せて資料に入れてほしい。

第2回委員会(令和6年8月26日)

1. 議員定数及び議員報酬に関するアンケート結果及び今後の進め方について
⇒会派で意見を集約のうえ、次回の委員会で改めて協議を行う。

(委員の意見)

- ・ アンケート結果により、どのような判断をしたらよいか、議会全体の問題なので、会派に持ち帰り検討したい。
- ・ 定数や報酬について、長期的なスパンで議論すべきである。
- ・ アンケートは、全議員が正直な思いや考えで答えている。真摯に受け止めたい。
- ・ 令和2年の定数検討委員会で、10年先の将来、人口動向などを見て、定数削減をしたので、現状維持でよいと思っている。アンケート結果では、報酬を増やすべきだという人は、人数的に多い事実もあるので、無視できないという現実がある。
- ・ 議会に精通した学者など、専門的な意見を聞いて検討する必要がある。
- ・ 定数と報酬については、議会改革とセットとして、議会改革度など、そういったものを市民の皆さんにアンケートを取っている自治体もあるので、そのような材料を入れ、専門家の意見を聴きながら、栃木市議会としては、このようにやっていくということを示していければと思う。時間がないため、決定しなかった場合は改選後に申し送りする。
- ・ 学者の意見や市民の意見を参考にすることは当然であり、市の財政状況も鑑みる必要性はあるが、定数や報酬については、我々議会が決めていくことである。
- ・ 定数だけであれば、来年の9月までに、報酬は審議会など、いろいろ手続きがあり、時間がかかるため、定数だけを検討するのか、定数と報酬を併せて検討するのか、改選後の先送りにするのかの3択である。

2. 市民を含む第三者機関による客観的な評価に関するアンケートについて
⇒会派で意見を集約のうえ、次回の委員会で改めて協議を行う。

(委員の意見)

- ・ 議員活動に対する市民の客観的な評価であるので、まずは、その人たちが、私たち議員が何をしているのかということを知らなくてはいけないと思う。
- ・ 他の市議会では、1人ひとりが何日に何をしたという議会活動を出しているところもある。
- ・ 地方自治を研究している専門家のほうがより客観的なコメントがもらえると思う。

第3回委員会(令和6年9月5日)

1. 検討内容について

⇒議員報酬について検討する。

(委員の意見)

- ・アンケート結果を考慮して、定数については、今期は現状維持、今後のためにも報酬について検討する。
- ・今期中に結論が出るか分からないが、報酬を重点に検討する。
- ・アンケート結果を踏まえ、前回の定数検討委員会でも10年先を見据えた定数減とした検討結果であるので、定数については現状維持、報酬については早めに検討していきたい。
- ・定数増、報酬増額という考えなので、定数と報酬を併せて検討する。

2. 今後の進め方について

⇒次期改選後の議会への申し送り事項として検討を進め、必要に応じて市民を含む第三者機関に意見を聞く。

(委員の意見)

- ・市民会議と地域会議の両方のご意見を聴く。市民会議は当然だが、地域会議の委員は地域性があるので、地域会議のみなさんにも意見を伺いたい。
- ・基本的には、市民会議での意見聴取とする。また、参考意見として客観的な意見として地方自治や議会に精通した有識者の意見を参考までに教示いただきたい。
- ・有識者を呼んで勉強会を行う。
- ・今期中に検討を進めるが、次期改選後から施行とせず、次期改選後への申し送り事項とする。
- ・議員全体のコンセンサスを作っていくことは必要だと思うが、次期改選後への申し送り事項とする。

【委員会としての検討方針の決定】

議員報酬を重点に検討する。

次期改選後の議会への申し送り事項として検討を進め、
必要に応じて市民を含む第三者機関に意見を聞く。

第4回委員会(令和6年10月28日)

1. 本市の現状と他市議会の議員報酬について

⇒議員報酬を引き続き検討するにあたり、次回以降に専門家の意見を聞く機会を設ける。

(委員の意見)

- ・人口規模でみると定数は平均的、報酬は低めだと感じた。
- ・全国的にみて、財政力指数が低い場合でも報酬が高い。
- ・類似団体を見ると報酬が平均より安い。しかしながら、報酬を増額するには、類似団体との比較という理由では難しい。議論を重ね、増額する根拠を明確にしないといけない。
- ・議員の活動は非常に増えているので、報酬は上げるべきである。
- ・報酬は増額しなくてもよいと思う。一般市民の年収よりも報酬の年収は高いと思う。
- ・若者世代の議員も報酬額などを理解したうえで立候補している。例えば、30代の市民で700万円の年収の方はそう多くないと思う。報酬を増額するにも市民にきちんと説明できるような理由付けがないといけない。他市との比較で報酬が安いという理由では報酬増の理由にならない。
- ・報酬を決めるのには、本委員会での検討、市民の意見も聴きながら進めるのは当然であるが、専門家の意見を聞くべきである。
- ・類似団体の人口や面積などとの比較は、あくまでも参考データにすぎない。
- ・現在は日中に議会を開いているが、土日に議会を開くなどの工夫により、なり手不足の問題解消につながるのではないかと。報酬や定数だけではなく、会議時間もセットで検討していくべきだと思う。
- ・民間の大手企業の例では、定期昇給や賃上げなど給与が上がっていく傾向があるが、当然それに見合った仕事量や質の向上を求められる。議員も報酬を増額するとなれば、今まで以上の議会活動を求められ、議会として何かをやるという具体的な提示が必要である。例えば、議会改革で今までに取り組んでいないことに挑戦するなど、自分への戒めがないと市民の理解は得られない。
- ・議員はこんな活動をしているという議会活動については、議員が出向いて、市民に理解してもらう機会を設ける必要がある。

議員研修会(令和6年12月23日)

専門家の意見を聞く機会として、議員研修会を開催。

テーマ：「適正な議員報酬の算定手法を考える」

講師：廣瀬和彦氏

第5回委員会(令和7年1月20日)

1. 専門家の意見を参考とした今後の進め方について

⇒廣瀬先生の研修内容を参考に委員会で示したスケジュールのとおり報酬を増額するという方向性で検討を進める。

2. 議員報酬の算定方式について

⇒次回、(1)執行部職員給与基準方式について試算を示す。

また、(2)長給与基準方式、(3)国会議員歳費比較方式、(4)日当方式による議員活動の積み上げの項目内容や対象者について次回検討する。

(委員の意見)

- ・議員によって議員活動の日数が違う。
- ・廣瀬先生の7つの算定方式の中で、どれが栃木市議会に合うのか、検討したほうがよい。
- ・議員報酬を増額するには、7つの算定方式を参考に裏付けが必要である。
- ・7つの算定方式について、栃木市議会としての試算を入れてほしい。
- ・日当方式を軸に、他の算定方式もプラスしながら、栃木市に合ったものを示すのがよいと思う。

【委員会としての検討方針の決定】

議員報酬を増額するという方向性で検討を進める。

第6回委員会(令和7年4月22日)

1. 算定方式を参考とした議員報酬について

⇒議員活動の積み上げによる実態調査に伴う算定方式については実施しないこととした。

次回の委員会では、これまで検討した内容をまとめた報告書案について検討する。

(委員の意見)

- ・議員の活動をどの程度年間やっているのか、一度把握しておく必要があると思う。
- ・三重県議会では議会改革が先進的に進められており、十何年前に実態調査を行っていることを知り、実際に自分も日々何をしたかを記録してみたことがあり、何もしなかったという日はなかったので、一度はやるべきだと思う。議員が議員活動をやっていることを示す意味でもやるべきだとは思いますが、今年1年間を通して調査するには、来年の4月には選挙があるので、今年やることは難しいと思う。

- ・ 廣瀬先生の7つの算定方式の中にある地方公共団体における一般職最高給を勘案して議員報酬を考慮するという算定方式の試算や市長から数えて28番目までの給与平均額と大差がない数値が出ているので、栃木市はこの方式を参考にすればよいと思う。参考となる数値があるのに実態調査までする意義があるのかと思う。
- ・ 報酬を上げるには、その裏付けが必要であるので、実態調査をする必要があると思うが、実際に行った実態調査が裏付けとして、論破できるほどの数値になるのか疑問である。
- ・ 議員活動の実態調査をしたほうが良いと思うが、時間と労力をかけなくてはいけない。改選後に報酬増額に取り組むこととなっているため、今回はやらなくてもよいのではないか。
- ・ 今期では実態調査を行わないとしても、改選後はやったほうがよい。
- ・ 議員の資質向上などにもつながり、議員報酬に当然反映されるものなので、議会改革のテーマとして議員活動の実態調査について検討してもよいと思う。

第7回委員会(令和7年7月22日)

1. 検討結果報告書(案)について

⇒検討結果報告書(案)について修正する。

38頁の結論『2. 令和8年4月の改選後、速やかに「議員定数及び議員報酬検討委員会」を設置し、最終結論を出すこと。』という内容に、本委員会で検討した内容を踏まえ、継続して検討を進めてほしい旨の内容を加筆する。

⇒報酬増額の考え方や理由について、次回の委員会において検討する。

(委員の意見)

- ・ 本委員会は、議員のなり手不足から設置された経緯がある。改選後であるが、来期も本委員会のメンバーで行うべきだと思う。議員報酬の増額について、市民の理解を得られるような材料を整えて進めるべきである。
- ・ 報酬を上げることについては、どのような理由で上げるのか、きちんと示しておかないといけない。報酬を上げる根拠を持っていないと理解が得られない。
- ・ 報酬を上げるにしても、根拠が必要である。定数についても改選後、どうするのか、改めて検討していく必要がある。市民の皆さんの理解を得られるような資料や我々議員の説明が必要だと思う。
- ・ 根拠については、委員の皆さんの意見を出していただき、集約するとよいと思う。
- ・ 改選後、委員会設置について、新しい議長への申し送り事項としてほしい。
- ・ 本委員会では、金額についてではなく、報酬を上げる理由についてきちんと検討するべきだと思う。

第8回委員会(令和7年9月17日)

1. 報酬増額の考え方や理由について

⇒検討結果報告書(案)の「15. 議員報酬増額の考え方や理由について」は(案)のとおりとする。

(委員の意見)

・物価高騰だけではなく賃金上昇にも触れるべきである。(意見の中にも記載あり)

2. 検討結果報告書(案)の結論について

⇒結論の部分に「今期の報告書を参考に継続して検討を進め、最終結論を出すよう要望する。」を加筆した検討結果報告書(案)のとおりとする。

15. 議員報酬増額の考え方や理由について

第7回委員会(令和7年7月22日)において、最終結論に「議員報酬を増額するという方向性で引き続き検討を進める。」とあるが、議員報酬増額の考え方や理由を明確にしておく必要があるとの意見があったことから、あらためて各委員からの意見を集約した。

(委員の意見)

議員活動量の増加

- ・合併に伴い市域が広がり、それに伴い活動エリアも広がった。さらに議員定数も大幅に削減されており、活動量としては大幅に増えている。また、市民ニーズも多様化する中、(市・県外からの移住者や外国人等) 合併前と比較しても増えている実情であり、活動量の増加に伴う報酬増額を要望する。※合併前との活動量を比較(数値化)する。
- ・市域が広大となり、活動量が多くなっている。

議員のなり手不足解消

- ・若い人たちの議員のなり手を増やすためにも、将来何も保障がない議員の報酬は一定程度の水準が必要と考える。
- ・議員は4年に一度の選挙によって選出されるが、当選しても退職金や年金など、何の保証もされていない事や若年世代の政治参加が低下している傾向にあり、なり手不足の一因でもある。また、報酬の増額は議員としての魅力につながり、議会活性化の一助となる。
- ・若年層が立候補しやすい環境整備が必要である。

物価高騰

- ・人件費を含む物価等は間違いなく上がっており、議員報酬の調整段階(増額)に入っている。
- ・平成22年からの15年間で、物価は17%強、一般的に賃金は11%弱上昇し、食料品に限れば20~30%上昇していることから、実質的には生活給としての議員報酬も上げるべきである。

- ・現在の42万円という議員報酬額を決定した当時と比較し、物価上昇を考慮したうえで、実質的に目減りにならない程度を目安に考えるべきである。
- ・電気、ガスなどの光熱費をはじめとする物価高騰を考慮すべきである。

その他

- ・議員報酬増額に当たり、各議員の自己研鑽と議会の信頼性向上が必須であると考ええる。
- ・過去において、議員報酬の増額をしていない。
- ・新生栃木市となって、15年経つが、報酬増額は一度も行っていない。
- ・合併時に議員定数削減を先に、議員報酬はその後に検討することとなっていたため。
- ・これまで7回の委員会において、県内他市や類似自治体などの報酬を参考に議論してきたが、あくまでも参考データであり、適正な報酬額であるとは言い難い。
- ・議員の活動量や質に対する適正な議員報酬水準を他自治体と比較できればよい。
- ・政務活動費の使途が限られているため、議員報酬が活動費となっている。
- ・議員定数削減との関連や市民感情には十分配慮する必要がある。

16. 委員会としての結論について

議員定数及び議員報酬検討委員会の結論については、「14. 委員会での検討内容」や「15. 議員報酬増額の考え方や理由について」に記載したとおりである。

本委員会では、議員報酬を増額する方向性で検討することとなった。しかしながら、議員報酬額を増額する場合は、議会基本条例第17条により、「委員会及び議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市政の現状及び将来展望を十分に考慮するとともに、市民を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。」と規定されている。

さらには、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会条例において、議会の議員の議員報酬の額について審議するため、栃木市議員報酬及び特別職給料審議会（以下「審議会」という。）を設置することと規定されている。

審議会を市が設置した後、複数回の会議を重ね、答申を出すまでに、少なくとも4ヶ月から6ヶ月程度の期間を要するものと想定した。

それらを踏まえ、日程を組み立てた際、本委員会での結論を出した後に市民を含む第三者機関による客観的な評価を経て、審議会からの答申を待ち、答申による再検討をすることとなった場合、概ね1年から1年半以上かかることが予想されることから、本委員会においては、改選後直ちに検討体制を整え、十分時間をかけて検討すべきであるという結論に至った。

議員報酬を増額するという方向性で、引き続き検討を進め、令和8年4月の改選後、速やかに「議員定数及び議員報酬検討委員会」を設置し、今期の報告書を参考に継続して検討を進め、最終結論を出すよう要望することと決定した。

【結 論】

1. 議員報酬を増額するという方向性で引き続き検討を進める。
2. 令和8年4月の改選後、速やかに「議員定数及び議員報酬検討委員会」を設置し、今期の報告書を参考に継続して検討を進め、最終結論を出すよう要望する。



<参考> (第2次栃木市総合計画「用語解説」より)

市民会議

「栃木市自治基本条例」に基づき、同条例の施行状況や総合計画の進捗状況等を検証するために設置された諮問機関。

地域会議

各地域の住民代表組織として市が市内8地域に設置される市の附属機関で各種団体推薦、有識者、公募委員で構成されるもの。(地域の意見集約・調整を行い、地域の意見を市長に届けるとともに、市長からの意見聴取に回答する。また、一定枠の範囲で市長に予算の使い道を提案できる。)